

上天草市学校図書館の基本計画



平成31年4月

上天草市教育委員会

目 次

第 1 節	上天草市学校図書館の概要	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	基本計画の役割	1
3	期間	1
第 2 節	学校図書館の目的及び役割	2
1	法的根拠について	2
2	学校図書館の目的	2
3	学校図書館の役割	2
4	学校図書館の主な業務	3
第 3 節	司書教諭及び学校図書館担当教師の目的及び役割	4
1	法的根拠について	4
2	司書教諭及び学校図書館担当教師の目的	4
3	司書教諭及び学校図書館担当教師の役割	4
4	司書教諭及び学校図書館担当教師の主な業務	4
第 4 節	学校司書の目的及び役割	5
1	学校司書の目的	5
2	学校司書の役割	5
3	学校司書の主な業務	5
第 5 節	上天草市管内学校図書館の現況及び課題	6
1	学校図書館及び司書教諭並びに学校図書館担当教師の配置図	6
2	学校図書蔵書数の適正管理	7
3	児童・生徒の学校図書利用状況	7
4	司書教諭及び学校図書館担当教師並びに学校司書配置状況	8
5	行財政改革への対応	8
第 6 節	基本計画	9
1	計画の推進及び管理	9

上天草市学校図書館の基本計画

第1節 上天草市学校図書館の概要

1 計画策定の背景・趣旨

教育改革のなかで児童・生徒に必要な力とされた「自ら学ぶ力」や「情報活用能力」などの、「生きる力」をはぐくむという、新しい学力感を実現するため、平成23年に小学校、平成24年に中学校の現行学習指導要領が発表され、「総合的学習の時間」が設定されています。

総合的な学習の時間においては、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動や、児童・生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題についての知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、並びに自己の生き方や在り方、進路について考察する学習活動を推進することとしています。

現代社会において生きる力を持つ人とは、自ら課題を発見し、それを自らの力で解決するために、資料等を集め、解決策を検討し、導くことが出来る人であり、この方法を学ぶ場所としての位置づけを担う学校図書館教育の充実を図る必要があります。

上天草市においても、上天草市第2期教育振興基本計画で「生きる力と上天草を愛する心を持った人づくり」を基本とした方針の中で、引き続き読書活動の推進を図ることとし、学校図書館の重要性を認識し、今後の活用を推進していくためこの計画を定めることとします。

2 基本計画の役割

この計画は、学校図書館法に基づき設置された上天草市立小・中学校の学校図書館の整備及び充実を図るための行政運営の指針となるものです。

3 期間

この計画の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとします。

また、学校規模適正化計画の推進等社会情勢により変更が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

第2節 学校図書館の目的及び役割

1 法的根拠について

学校図書館法（昭和28年法律第185号）第1条では、「学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校図書館の健全な発達は、学校教育の充実につながる」とされており、同条第3条には、「小学校・中学校・高等学校には、学校図書館を設けなければならない」とされています。

2 学校図書館の目的

学校図書館の図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、これを児童・生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的としています。

3 学校図書館の役割

- (1) 学校図書館は、児童・生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たしています。

また、学校図書館は、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習センター」としての機能を果たすとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「情報センター」としての機能を果たしており、学校図書館で、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用されています。

- (2) 学校図書館の計画的な利用とその機能の活用は、各教科等を通じ、どの教員にも求められるもので、それぞれの教員が、指導の改善・充実のため、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切です。

一方、学校図書館法において、学校図書館は、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられています。

教科書指導のための研究文献や教師向け指導図書、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにするなど、教員のサポート機能も学校図書館が本来行うべき重要な役割の1つです。

- (3) 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童・生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持つことができたりする場であり、児童・生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としていることも少なくありません。

また、放課後の学校図書館は、児童・生徒が「安全・安心に過ごせる場」にもなっています。

4 学校図書館の主な業務

- (1) 図書館資料を収集し、児童・生徒及び教員の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類配列を適切にし、その目録を整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童・生徒に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、公立図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡、協力すること。

第3節 司書教諭及び学校図書館担当教師の目的及び役割

1 法的根拠について

学校図書館法第5条第1項では、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定し同条第2項で司書教諭は「主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。」とされています。

2 司書教諭及び学校図書館担当教師の目的

教育目的「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成する」の達成に寄与し、これを推進することを目的としています。

3 司書教諭及び学校図書館担当教師の役割

学校図書館において児童・生徒に対し教育指導を行うとともに、学校図書館の運営を担当する役割を持ち、教育目標を達成するための学校教育全般に対する深い知識と豊かな経験と確かな教育技術、図書館に対する専門知識、情報・メディアに関する知識と技術が必要です。また、読書指導の充実とあわせ学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められます。

4 司書教諭及び学校図書館担当教師の主な業務

- (1) 学校図書館に必要な資料の収集及び整理すること。
- (2) 児童・生徒及び教職員が利用するに当たっての適正な指導及び助言を行うとともに、チーム・ティーチングを行うこと。
- (3) 学校図書館の利用指導計画を立案し実施すること。
- (4) 校内の諸組織、校外の図書館等との連携のもとに、能率的・機能的な活動を行うこと。
- (5) 教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助を行うこと。

第4節 学校司書の目的及び役割

1 学校司書の目的

上天草市立小・中学校図書館における学校読書活動の充実、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、その機能向上を図ることを目的としています。

2 学校司書の役割

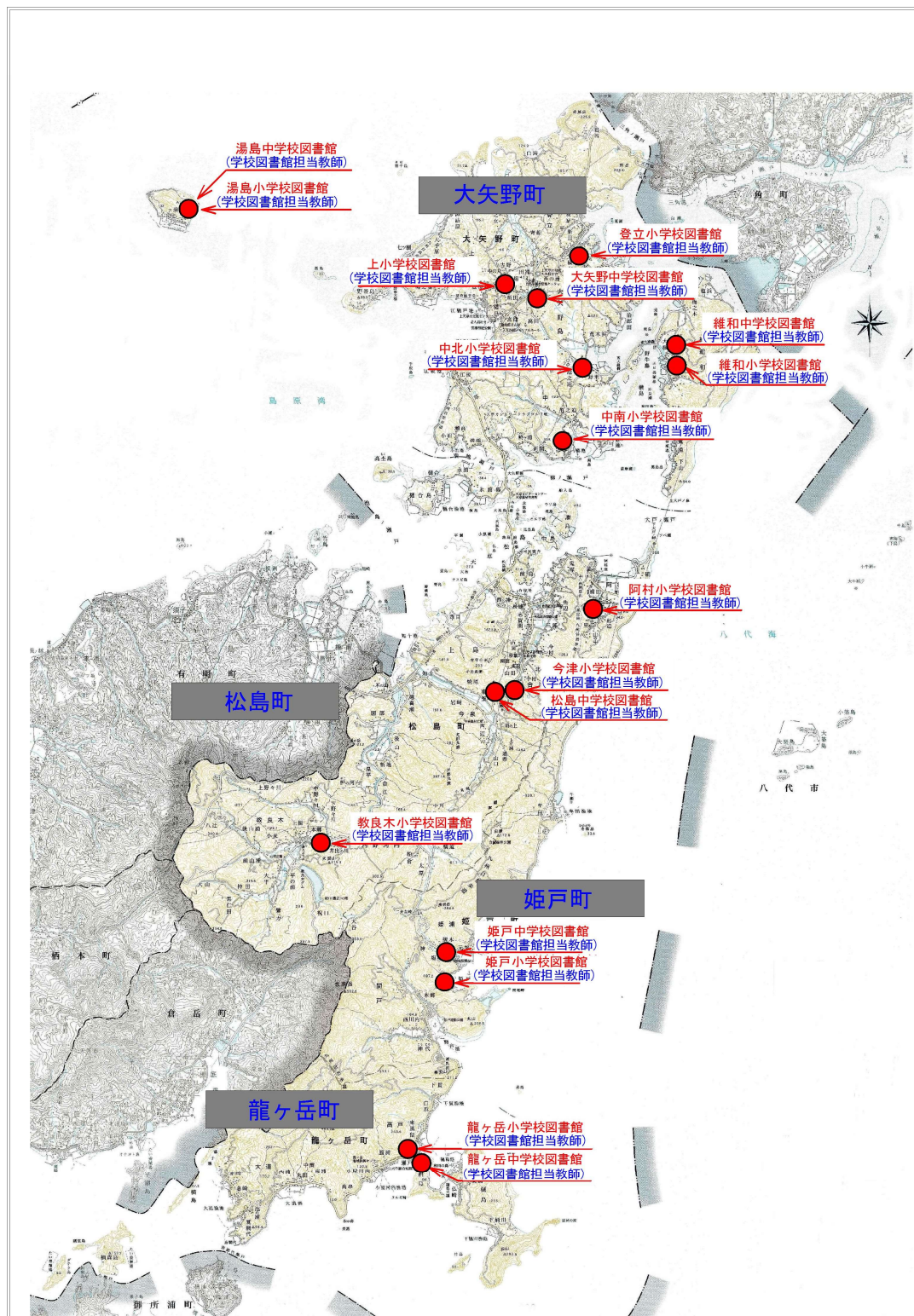
上天草市立小・中学校図書館を巡回して図書の貸借や読書指導等学校図書館に関わる業務を行い、主に学校図書館の司書教諭又は学校図書館担当教師のサポート業務を行います。

3 学校司書の主な業務

- (1) 利用・読書案内等のカウンター業務を行うこと。
- (2) 図書館資料の選書、受入・装備、破損図書の補修、除籍等の資料整備業務を行うこと。
- (3) 書架整理、案内ポスター・ディスプレイの設置等学校図書館内の整備を行うこと。
- (4) テーマコーナーの設置、読み聞かせ等の読書活動推進業務を行うこと。
- (5) 教師の授業、児童・生徒の調べ学習等へのサポート、資料等の提供を行うこと。
- (6) 上天草市公立図書館・他の学校図書館との図書の物流運搬業務を行うこと。
- (7) 図書委員会活動のサポートを行うこと。

第5節 上天草市管内学校図書館の現状及び課題

1 学校図書館及び司書教諭並びに学校図書館担当教師の配置図

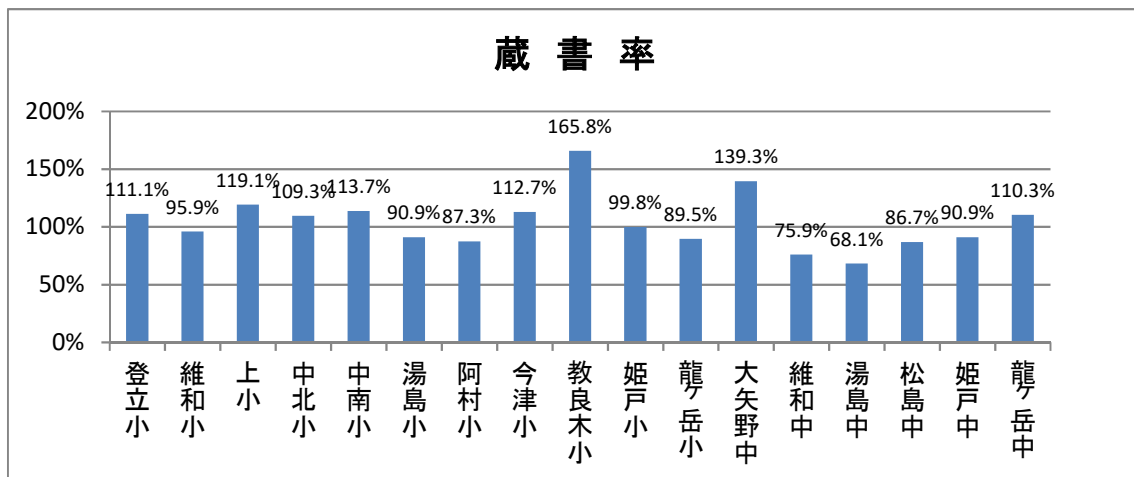


2 学校図書蔵書数の適正管理

上天草市が所管する学校図書館は、小学校が11箇所、中学校が6箇所の、合計で17箇所設置してありますが、近年の児童・生徒数の減少による学校規模適正化事業の推進や、学校司書の業務量に対しての人員が不足している等、学校図書蔵書数の適正管理が難しくなっています。

また、各学校図書館の児童・生徒数に対応する蔵書率もバラつきが生じており、内容も含め適切な管理が求められています。

(平成30年度蔵書率)

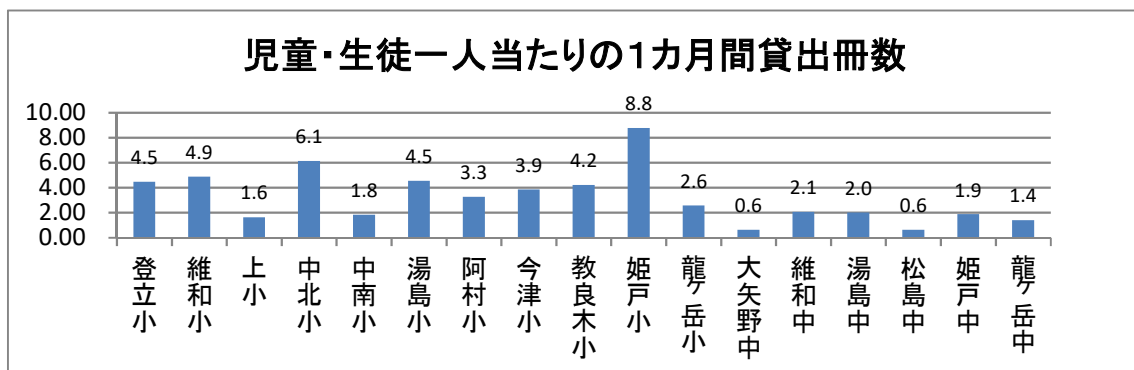


3 児童・生徒の学校図書利用状況

平成29年度子ども読書アンケート（熊本県）によると1カ月に1冊以上本を読む割合88.2%（前年比0.5%増）と児童・生徒の1カ月当たりの読書冊数は増加傾向です。

また、本市においても平成29年度学校図書館における児童・生徒一人当たりの1カ月間の平均貸出冊数は3冊を超えており、多くの本を読んでいます。各学校図書館別に比較すると冊数にバラつきが生じており、読書活動への取組を推進する必要があります。

(平成29年度児童・生徒一人当たりの1カ月間読書数)



※湯島中は平成28・29年度が休校であったため、平成27年度の数値を参照。

4 司書教諭及び学校図書館担当教師並びに学校司書配置状況

上天草市管内小・中学校における司書教諭の配置状況は、学校図書館法第5条第1項では、各学校図書館への司書教諭の配置を義務づけていますが、本市が所管する学校図書館は現在すべて小規模校（11学級規模以下の学校）であるため、司書教諭が配置されておらず、各学校では学校図書館担当教師がこの業務を行っています。

そのため、学校の情報化、情報教育推進の一翼を担うことが求められている司書教諭の職務や役割の重要性等を担うには、職務兼任による業務量の増大等により、本来学校図書館がなすべき役割を十分に発揮することが困難な状況に至っています。

また、上天草市では、司書教諭又は学校図書館担当教師を補助するため、学校司書の配置事業を実施していますが、管内小・中学校17校に対し、学校司書の配置人員は4人となっています。

そのため、県内の各市と比較した場合、司書1人当たりの担当校が4～5校と多く、各学校司書からは、業務量に応じた人員の配置が望まれています。

5 行財政改革への対応

本市は、平成16年3月の4町合併以降14年が経過し、今後の厳しい財政状況を乗り切り、持続可能な行政システムの構築と多様化・複雑化する市民ニーズに配慮した自主・自立性の高い自治体経営を目指すため、平成28年に第2期上天草市行政改革大綱及び第3次上天草市行政改革実施計画を策定し、引き続き行政改革に取り組むこととしています。

また、今後の地方交付税の一本算定化を見据え、歳入に見合った歳出予算を組めるよう事業の選択と集中を図り、長期的・安定的な住民サービスを提供できる財政基盤を確立するため、平成25年には「上天草市第3次財政健全化計画」を策定し、今後も行財政改革を推進することとしています。

このため、学校図書館分野においても、限られた人材や財源を有効活用することにより、市民の視点から満足度の高い行政へと転換していくための基礎づくりに向けた取組に努めていくことが必要です。

第6節 基本計画

現在、生きる力を育てるため学校図書館の役割の重要性が再認識され、学校図書館の目的を達成するため、学校図書の実質はもとより機能の実質を図ることが必要となっています。

1 計画の推進及び管理

(1) 各学校図書館の蔵書数の適正管理を推進します。

- ① すべての学校図書館の蔵書を定期的に点検し、適切な蔵書管理を行います。
- ② 児童・生徒が読みたい本、学校教諭が学校図書教育上読ませたい本を効率的に配置するため計画的な蔵書を目指します。
- ③ 各学校における、児童・生徒数に応じた、蔵書率の均一化と向上を目指します。

(2) 児童・生徒の一人当たりの年間読書量の増加を推進します。

- ① 授業等で学校図書の活用を推進することにより、児童・生徒の図書活用の有効性等を認識させ、興味を持たせることにより、一人一人の年間読書量を推進します。
- ② 児童・生徒の一人当たりの年間読書量の増加を継続的に調査することにより、適切な読書活動を推進します。

(3) 指導体制を充実し効率的な学校図書館の運営を推進します。

- ① 学校司書を配置し、司書教諭及び学校図書館担当教師の支援を行い、係る業務量の軽減を図り児童・生徒が活用しやすい学校図書館の運営を推進します。
- ② 司書教諭及び学校図書館担当教師と学校司書の連携を図り、蔵書や読書活動の推進についての情報を共有することにより、図書館教育の適切な推進を図ります。
- ③ 公立図書館との連携により、蔵書や啓発活動についての情報等を共有することで効果的な学校図書館の運営を推進します。